

証券コード 2172

2025年9月5日

株 主 各 位

札幌市北区北8条西1丁目3番地

株 式 会 社 イ ン サ イ ト

代表取締役 浅 井 一

第51回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当社第51回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.ppi.jp/ir/meeting.html>

上記ウェブサイトアクセスいただき、ご確認ください。

当社
ウェブサイト
QRコード



【札幌証券取引所ウェブサイト】

<https://www.sse.or.jp/listing/list>

上記の札幌証券取引所ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（インサイト）」を検索し、「提出書類一覧」の「株主総会招集通知等」欄よりご確認ください。

札幌証券取引所
ウェブサイト
QRコード



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって、議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、56～57頁の議決権行使書についてのご案内に従って、2025年9月24日（水）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年9月25日（木曜日）午前11時00分
2. 場 所 札幌市中央区南一条西5丁目14番地の1
証券会員制法人 札幌証券取引所 2階大会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第51期（2024年7月1日から2025年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第51期（2024年7月1日から2025年6月30日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役5名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項について修正が生じた場合は、電子提供措置をとっているウェブサイトにて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

# 事業報告

( 2024年7月1日から  
2025年6月30日まで )

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2024年7月1日～2025年6月30日）におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善し賃金の伸びが高まることで内需を中心とした底堅い成長が続きました。国内景気は、グローバルなIT関連財の回復などから輸出や生産が増加基調であったことと共にサービス産業等の非製造業部門が回復を牽引しました。インバウンド需要も過去最高の水準で推移し国内需要拡大の要因となっております。一方で、食料品など身近な品目の価格上昇の影響など物価上昇の継続を受け家計の節約志向が高まり、個人消費に足踏みがみられる状況にあります。また、海外経済においては、米中貿易摩擦の再燃や米国における相互関税設定の動きが企業活動にとっての大きな懸念となっております。

北海道経済におきましては、好調なインバウンドを含めた観光需要が持ち直しており、個人消費は、物価高の影響により一部に足踏みがみられるものの、緩やかに改善している状況です。このような環境において引き続き人手不足等を背景とした省力化投資やデジタル関連の投資などにより北海道経済を下支えすることが期待されております。

当社の主要事業セグメントである広告・マーケティング事業の広告業界におきましては、各企業のプロモーション活動の推進により、イベントや広告の需要に持ち直しの動きもありました。経済全般のデジタル化の流れを背景に各企業ともデジタル技術を活用したプロモーション活動への加速化が進み、安定的に推移するマスメディア4媒体や折込みなどの紙媒体との比較において拡大傾向が続いております。

このような環境の中、当社グループは、広告・マーケティング事業において、デジタルマーケティング分野の受注強化に努めると共に、2024年7月開設の東京オフィスでの営業活動により首都圏での顧客基盤も拡大し、マスメディア4媒体での売上高増加にも繋がりました。一方で、観光コンサル分野は、ふるさと納税制度の改正の有無が当該分野の売上高に大きく影響する傾向があり、当該分野での売上高は前連結会計年度に届きませんでした。

当連結会計年度においては、旧オフィス近隣の再開発に伴う本社移転

により補償金49,143千円を特別利益として計上した一方で、子会社の株式譲渡契約に関連する（当該子会社での一部賃料の精算金発生による表明保証違反として）損害賠償金11,994千円を特別損失として計上いたしました。

なお、前連結会計年度との比較においては、前連結会計年度における株式譲渡済み子会社2社の売上高（前年度238,353千円）および同株式譲渡による特別利益（前年度17,710千円）が共に剥落しております。

以上により、当社グループの当連結会計年度は、売上高が2,458,818千円（前連結会計年度比2.6%減）、売上総利益は676,077千円（同 1.4%減）、営業利益は70,533千円（同 25.3%減）、経常利益は71,811千円（同 33.3%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は67,912千円（同 44.5%減）となり、前連結会計年度に比べ減収減益となりました。

#### 1) 広告・マーケティング事業

当社グループの主要事業セグメント分野である広告業界においては、企業のプロモーション活発化により、多くの広告媒体等の需要が高まる傾向となりました。インターネット広告分野は増加傾向が続き、マスメディア4媒体の広告費とほぼ同規模となり、今後も増加・拡大することが見込まれております。当社におきましては、2024年7月に開設した東京オフィスにおいて、首都圏を中心とした新たなクライアントの獲得にも努めてまいりました。

北海道内におきましても、観光サービス分野ならびに企業による大型イベント再開などの要因により経済活動が回復傾向となっていることにあわせて、引き続き当社の強みであるデザイン力とマーケティング調査に基づいた企画提案力を生かした営業強化ならびにデジタルマーケティング分野の受注強化に努め、テレビ関連の受注額増加等によりマスメディア4媒体の売上高は伸長いたしました。一方で、観光コンサル分野の主力事業であるふるさと納税事業においては、新規自治体の受注および寄附額の増加に努めたものの、契約終了や寄附額の減少、契約内容の見直し等のあった自治体もあり、寄附額が制度改定を要因として増加した前連結会計年度の水準には至らず減収となりました。

以上の結果、当該事業セグメントにおいては、前連結会計年度と比較して増収減益となりました。当連結会計年度の売上高は2,413,855千円（前連結会計年度比 5.8%増）となり、セグメント利益は233,486千円（前連結会計年度比 15.0%減）となりました。

<参考・当社グループにおける品目別の売上高>

商品品目別の売上高と前連結会計年度からの増減は次のとおりです。

| 区 分           | 前連結会計年度       |          | 当連結会計年度       |          | 前 期 比 増 減     |            |
|---------------|---------------|----------|---------------|----------|---------------|------------|
|               | 金 額           | 構成比      | 金 額           | 構成比      | 金 額           | 増減率        |
| 新 聞 折 込 チ ラ シ | 千円<br>153,519 | %<br>6.7 | 千円<br>129,972 | %<br>5.4 | 千円<br>△23,546 | %<br>△15.3 |
| マスメディア4媒体     | 337,699       | 14.8     | 555,536       | 23.0     | 217,836       | 64.5       |
| 販 促 物         | 662,780       | 29.0     | 631,301       | 26.2     | △31,478       | △4.7       |
| 観 光 コ ン サ ル   | 817,261       | 35.8     | 753,156       | 31.2     | △64,105       | △7.8       |
| イ ン タ ー ネ ッ ト | 268,351       | 11.8     | 250,448       | 10.4     | △17,902       | △6.7       |
| そ の 他         | 42,257        | 1.9      | 93,439        | 3.8      | 51,182        | 121.1      |
| 合 計           | 2,281,869     | 100.0    | 2,413,855     | 100.0    | 131,985       | 5.8        |

(注) 商品品目別の売上高は、セグメント間の内部売上高を含めて記載しております。

## 2) 債権投資事業

当社グループの債権投資事業は、不良債権化した金融債権のセカンダリー市場において投資対象債権を購入し、債権を回収することで収益化するものです。不良債権の流動化マーケットは、2024年度は負債総額が前年比で減少したものの倒産企業件数は3年連続で増加しており、今後も高い水準で推移することが想定されます。金融機関等から市場へ出る金融債権の取扱額は、4年振りに減少に転じ年間11.3兆円となり前期と比較して約1.0兆円（8.4%）減少しましたが、取扱債権数は前年度より5.7%増加し、年間1,354万件となっております。（出所：2025年3月報道発表資料 法務省債権回収会社（サービサー）の業務状況について）。

2025年2月28日付にて金融庁が公表した不良債権（金融再生法開示債権の状況等）の状況によれば、全国銀行の金融再生法開示債権残高は、2024年9月期は9.1兆円と前連結会計年度比で5.5%増となっており、その不良債権のうち危険債権残高及び破産更生等債権残高は7.0兆円と高止まりしております。

全国企業倒産件数は1万70件で前年を13.4%上回り、負債総額も2兆2,526億円と3年連続で2兆円を超えており不良債権の処理市場は一定規模で今後も推移することが想定されます（出所：株式会社帝国データバンク倒産集計2024年度報）。

当該事業セグメントにおいては、債権の集合体（グループ債権）の回収金額及び融資による営業貸付金利息を売上高としております。当連結会計年度においては、債権の回収が進んだことで前連結会計年度比にて

増収増益となりました。全国的に人手不足や物価高による厳しい経済環境が続いていることから、セカンダリー市場における投資債権（個別債権の集合体）購入についても機会を窺ってまいります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は44,962千円（前連結会計年度比 30.5%増）となり、セグメント利益は15,337千円（前連結会計年度比 44.2%増）となりました。

なお、前連結会計年度において株式会社風和里の全株式を譲渡したため、連結の範囲から除外しております。これに伴い、当連結会計年度より介護福祉事業（前連結会計年度売上高は167,907千円、セグメント損失は8,945千円）及びケアサービス事業（前連結会計年度売上高は43,248千円、セグメント損失は2,767千円）を報告セグメントから除外しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は38,923千円であります。その主なものは、新オフィスの内部造作工事であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において重要な資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

当連結会計年度において重要な事業の譲渡、吸収分割又は新設分割はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                          | 第 48 期<br>(2022年 6 月期) | 第 49 期<br>(2023年 6 月期) | 第 50 期<br>(2024年 6 月期) | 第 51 期<br>(当連結会計年度)<br>(2025年 6 月期) |
|------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                   | 2,330,295              | 2,748,882              | 2,524,982              | 2,458,818                           |
| 経 常 利 益 (千円)                 | 106,122                | 156,859                | 107,712                | 71,811                              |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 (千円) | 68,527                 | 107,125                | 122,295                | 67,912                              |
| 1 株当たり当期純利益 (円)              | 42.70                  | 66.74                  | 76.20                  | 42.31                               |
| 総 資 産 (千円)                   | 1,168,974              | 1,272,687              | 1,165,585              | 1,293,147                           |
| 純 資 産 (千円)                   | 535,505                | 631,808                | 739,564                | 791,836                             |
| 1 株当たり純資産額 (円)               | 328.55                 | 387.30                 | 451.50                 | 482.81                              |

(注) 1 株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1 株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ①親会社の状況

該当事項はありません。

#### ②重要な子会社の状況

| 名称         | 資本金      | 主要な事業<br>の内容 | 出資比率   |
|------------|----------|--------------|--------|
| 株式会社インベスト  | 20,500千円 | 債権投資事業       | 100%   |
| 株式会社MKガンマ  | 400千円    | 債権投資事業       | (100%) |
| 株式会社MKデルタ  | 400千円    | 債権投資事業       | (100%) |
| 山田プライド株式会社 | 5,000千円  | 広告・マーケティング事業 | 60%    |
| 株式会社インバイト  | 5,000千円  | 広告・マーケティング事業 | 80%    |

(注) 1. 主要な事業の内容欄にはセグメントの名称を記載しております。

2. 出資比率の( )内は、間接出資割合であります。

#### ③特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループが営む各事業に関する対処すべき課題は以下のとおりです。

なお、国内においては引き続き緩やかな景気回復基調での推移が見込まれるものの、米国の相互関税や各国の金融政策の動向、地政学的リスクなどが、国内経済、企業収益及び個人消費などにおいて不確実性をもたらす要因になるものと想定されます。当社グループは、各事業セグメントの事業環境におけるリスクを考慮しながら積極的な事業展開を講じてまいります。

##### 〈広告・マーケティング事業〉

当該事業が今後も継続して発展拡大していくために、デジタルマーケティング分野を中心として、新たなサービスを拡大し続けることで、クライアント企業の集客戦略及び販売戦略を実現する総合的な広告・マーケティングを企画・実施し、クライアント企業の業績向上に寄与する「マーケティングパートナー」として広告業界の中で地位を確立することを課題としております。クライアントからの認知度が向上することにより、当社の顧客基盤も拡充するという好循環が形成され、競合他社との差別化が進んでいくことが最も重要であると認識しております。

広告費全体の傾向としては、社会・経済活動の進展に伴い広告の需要も回復の途上にありますが、クライアント企業より、各媒体を効果的に活用する新たな広告戦略を求められる傾向がより強まると考えております。

また、地方創生事業を中心とした官公庁事業受託拡充への取り組みにおいては、ふるさと納税制度の改正による地方自治体の寄附額への影響も見極めながら、各地方自治体の活性化につながる施策を個別に提案していくことが重要であります。官公庁事業は安定的に拡大している市場であります。相乗効果を発揮できるよう広告・マーケティング事業全体として引き続き以下の施策に取り組んでまいります。

##### ① 広告宣伝の企画・立案力の強化

クライアント企業の要望に基づき、より絞り込んだターゲット層に対して訴求するメッセージを明確にするとともに、多様化した広告媒体から最適な手法を選択して、より具体的でより効果のある広告手法を提案する必要があります。費用対効果の検証が可能なデジタルマーケティング分野への広告販促戦略の移行は今後も継続すると想定されるため、直接的な集客効果や売上拡大効果の検証可能な広告手法の提案能力を高めてまいります。

##### ② 新規顧客の獲得とサービスの充実

当該事業は、経済全体の好不況もさることながら、発注していただくクライアント企業個々の業績や広告戦略に大きく影響されます。また、事業の性格から顕著な参入障壁がなく、更にクライアント企業は重要な障害なく発注先を変更可能です。

当社グループが継続的に発展拡大するためには、常に新規クライアント企業の獲得を可能にする能力を高める必要があります。

新規クライアント企業の持つ要求に対して最適な提案をするためには、既存の広告手法の充実とともにデジタルマーケティング分野や地方創生事業分野を中心としたサービスラインナップの拡大を図ることで、当社グループが広告業界の変化を創り出し、常に魅力あるパートナー企業として地位を確立することが必要です。

### ③ 人材の確保・育成

当該事業は、製品や店舗によって差別化されるものではなく、クライアント企業のニーズや要望にもとづく提案内容によって差別化を図るという特徴があります。このことから、他業種と比較して、営業、制作、マーケティング、各部門の社員一人ひとりの能力がより一層重要であります。社員一人ひとりの能力をいかに高め、いかに引き出すかが当社グループの取り組むべき最も重要な課題のひとつであります。

#### 〈債権投資事業〉

当該事業は、広告・マーケティング事業の運営に支障をきたすことのないように適正な事業規模を維持するとともに、可能な限り複数の投資対象債権にリスクを分散することが重要であるため、次の２点を維持することが当該事業の安定的な収益確保のための課題であります。

- i) 当社グループの財務状況に基づいた投資資金の継続的確保
- ii) リスク分析のうえで適切な投資対象（機会）の継続的確保

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 主要な事業内容（2025年6月30日現在）

当社グループは、広告・マーケティング事業及び債権投資事業を行っており、各事業の内容は以下のとおりであります。

##### ① 広告・マーケティング事業

事業領域を、クライアント企業の集客戦略及び販売戦略を実現する総合的な広告・マーケティングを企画・実施して、クライアント企業の業績向上に寄与する「広告・マーケティング事業」と定め、主に住宅不動産業、生活関連サービス業、観光業のクライアント企業に加えて、官公庁や自治体を対象とした、広告戦略及び販促計画の立案、並びに新聞折込チラシ、マスメディア広告、販促物、デジタルマーケティング等の企画、運用及び制作を行っております。

品目別の内容は以下のとおりであります。

| 品 目           | 内 容                                           |
|---------------|-----------------------------------------------|
| 新 聞 折 込 チ ラ シ | 新聞折込広告の企画制作、折込チラシの製作、新聞折込の手配                  |
| マスメディア4媒体     | テレビ・ラジオ、新聞、雑誌等のマスメディアを利用した広告の企画制作、放送及び掲載の手配   |
| 販 促 物         | カタログやPOP等の印刷物、プロモーション映像、ダイレクトメール、看板等の企画制作及び製作 |
| 観 光 コ ン サ ル   | 地方創生事業を中心とした官公庁事業、ふるさと納税事業                    |
| イ ン タ ー ネ ッ ト | デジタルマーケティングの企画及び運用                            |
| そ の 他         | 集客イベント等の企画制作及び運営                              |

##### ② 債権投資事業

不良債権化している実質破綻・破綻先債権の中で、セカンダリー市場において売買される投資債権（個別債権の集合体）を取得し、当該債権の回収を通じて投資収益を得るものです。当社グループは、「債権管理回収業に関する特別措置法」（サービサー法）で定められた特定金銭債権を査定評価し、回収リスクと投資効率を勘案して、第二次債権保有者より投資債権（個別債権の集合体）を譲り受け第三次債権保有者となります。なお、債権の回収管理業務はサービサーに委託しております。

また、貸金業法に基づく貸金業者登録を受け、当社グループの財政状況を踏まえ適切な事業規模を設定し、リスク分析を十分に実施したうえで融資事業を限定的に進めております。

(6) 主要な営業所 (2025年 6 月30日現在)

①当社の主要な営業所

|             |                      |
|-------------|----------------------|
| 本 社         | 北海道札幌市北区北八条西一丁目 3 番地 |
| 東 京 オ フ ィ ス | 東京都港区芝四丁目 1 番23号     |
| 青 森 オ フ ィ ス | 青森県青森市古川一丁目 1 番 3 号  |

②子会社

|                     |                       |
|---------------------|-----------------------|
| 株 式 会 社 イ ン ベ ス ト   | 北海道札幌市北区北八条西一丁目 3 番地  |
| 株 式 会 社 M K ガ ン マ   | 北海道札幌市北区北八条西一丁目 3 番地  |
| 株 式 会 社 M K デ ル タ   | 北海道札幌市北区北八条西一丁目 3 番地  |
| 山 田 プ ラ イ ド 株 式 会 社 | 岩手県下閉伊郡山田町中央町 8 番 4 号 |
| 株 式 会 社 イ ン バ イ ト   | 北海道札幌市北区北八条西一丁目 3 番地  |

(7) 使用人の状況（2025年6月30日現在）

①企業集団の使用人の状況

| 事業区分         | 使用人数      | 前連結会計年度末比増減 |
|--------------|-----------|-------------|
| 広告・マーケティング事業 | 63 (25) 名 | 2名減（6名増）    |
| 債権投資事業       | －（－）      | 1名減（一名増）    |
| 全社（共通）       | 8 (2)     | 1名減（一名増）    |
| 合計           | 71 (27)   | 4名減（6名増）    |

- （注） 1．使用人数は就業員数であり、使用人兼務取締役は含まれておりません。また、臨時雇用者（パートタイマー等）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
- 2．全社（共通）として記載されている使用人数は、管理部門に所属している使用人であります。

②当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 68名  | 3名減       | 40.1歳 | 6.5年   |

- （注）使用人数は就業員数であり、使用人兼務取締役及び臨時雇用者（パートタイマー等）は含まれておりません。

(8) 主要な借入先及び借入額（2025年6月30日現在）

| 借入先       | 借入額       |
|-----------|-----------|
| 株式会社北海道銀行 | 100,000千円 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（2025年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 3,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,605,000株
- (3) 株主数 403名
- (4) 大株主（上位11名）

| 株主名           | 持株数      | 持株比率   |
|---------------|----------|--------|
| 浅井 一          | 603,000株 | 37.57% |
| 浅井 亮介         | 90,000株  | 5.61%  |
| 浅井 昇平         | 90,000株  | 5.61%  |
| 株式会社パートナーズ    | 71,100株  | 4.42%  |
| 本間 広則         | 59,800株  | 3.73%  |
| 古瀬 博          | 47,500株  | 2.96%  |
| 株式会社北海道銀行     | 42,000株  | 2.61%  |
| アライドアーキテツ株式会社 | 40,000株  | 2.49%  |
| 森岡 幸人         | 30,000株  | 1.87%  |
| 株式会社北洋銀行      | 30,000株  | 1.87%  |
| 株式会社カネマツ      | 30,000株  | 1.87%  |

（注）自己株式は所有しておりません。

## 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として  
交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 4. 役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（2025年6月30日現在）

| 会社における地位  | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                               |
|-----------|---------|-------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 | 浅 井 一   | 会長 CEO                                                |
| 代 表 取 締 役 | 浅 井 亮 介 | 社長<br>ビジネスプロデュース担当                                    |
| 取 締 役     | 山 田 哲 夫 | 執行役員 CFO                                              |
| 取 締 役     | 水 野 晶 仁 | 株式会社G e a r 8 代表取締役                                   |
| 取 締 役     | 中 辻 峻   | 祖母井・中辻法律事務所 代表                                        |
| 常 勤 監 査 役 | 藤 井 孝 司 |                                                       |
| 監 査 役     | 桶 川 幸 一 | 北海道ベンチャーキャピタル株式会<br>社 取締役 兼 チーフ・コンサルタ<br>ント           |
| 監 査 役     | 宮 下 直 樹 | 宮下直樹税理士事務所 代表<br>株 式 会 社 M A コ ン サ ル テ ィ ン グ<br>代表取締役 |

- (注) 1. 取締役中辻峻氏は、社外取締役であります。
2. 監査役藤井孝司氏、桶川幸一氏及び宮下直樹氏は、社外監査役であります。
3. 取締役中辻峻氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有し、客観的かつ中立的な立場から当社のコーポレートガバナンスの強化に社外取締役として適切に活かしていただけたという観点で選任しております。
4. 監査役藤井孝司氏は、金融機関における長年の豊富な経験及び見識を有しており、その経験・見識を活かすことによって、当社の監査体制が更に強化できるものとして社外監査役として選任しております。
5. 監査役桶川幸一氏は、会計・税務の実務経験、上場企業等へのコンサルティング業務、様々な業種の企業に対する投資経験を有していることに加え、取締役や監査役としての豊富な経験及び見識を有しており、独立した客観的な立場で、監査役会及び取締役会の監督機能の向上に貢献頂けることを期待したため、選任しております。
6. 監査役宮下直樹氏は、税理士としての専門的な知識と幅広い経験を有しているため、客観的中立な立場から当社経営の監査を社外監査役として適切に遂行していただけるという観点で選任しております。
7. 当社は、取締役中辻峻氏、監査役藤井孝司氏、桶川幸一氏及び宮下直樹氏を証券会員制法人札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8. 当社及び当社子会社の取締役及び監査役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約は締結しておりません。
9. 当社及び当社子会社取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結している事項は該当ありません。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において損害賠償責任を限定する契約を締結することができ旨を定めております。社外取締役中辻峻氏並びに社外監査役藤井孝司氏、桶川幸一氏及び宮下直樹氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等

### ①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月9日及び2021年10月14日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることなどから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

#### a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、取締役の報酬は職責等及び業績等を踏まえた適正な水準とする。また、取締役の報酬は毎月の固定報酬のほか、業績を勘案して年1回役員賞与を支給することができる。

#### b. 個別固定報酬に関する方針

株主総会で決議された報酬限度の範囲内において、各取締役の職務内容、役割、成果実績及び社会情勢等を総合的に勘案して取締役会で決定する。

なお、社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場にあるため、業績要素を一切加味しない月額固定報酬とする。

#### c. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬は賞与のみとし、金銭により年1回支払いを検討する。支給基準は会社業績及び個人の業績評価制度に基づき算定するため、支給しないこともある。

#### d. 非金銭報酬等に関する方針

該当事項はありません。

e. 報酬等の割合に関する方針

賞与を支払う場合、固定報酬と賞与の割合は9対1とする。

f. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

固定報酬の支払い基準は、事業計画、職務内容、職責、成果実績及び社会情勢等を考慮し、毎月金銭により支給する。

賞与の支払い基準は、会社業績及び個人の業績評価制度により、支給する場合は年度末に支給する。

g. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役会で審議し決定するため、委任しない方針。

h. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

取締役会で審議のうえ決定する。

②当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分              | 員 数       | 報酬等の総額              |
|------------------|-----------|---------------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 5名<br>(1) | 63,470千円<br>(1,200) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(3) | 4,200千円<br>(4,200)  |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 8名<br>(4) | 67,670千円<br>(5,600) |

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まれておりません。

2. 取締役及び監査役の報酬限度額は、2006年9月21日開催の第32回定時株主総会において次のようにそれぞれ決議いただいております。取締役は年額120,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名です。また監査役は年額20,000千円以内、当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役中辻峻氏は祖母井・中辻法律事務所の代表であります。同事務所と当社との間には取引関係はありません。
- ・監査役藤井孝司氏は、常勤監査役であり、重要な兼職はありません。同氏と当社との間には取引関係はありません。
- ・監査役桶川幸一氏は、北海道ベンチャーキャピタル株式会社取締役兼チーフ・コンサルタントであり、当社は同社に対して経営助言を依頼し2023年7月まで月間13万円の委託料の支払いを行っていましたが、取引の性質、規模、2023年8月以降取引がないことから、コントロールを受け得る可能性や株主・投資者と利益相反が生ずるおそれがないと判断しております。
- ・監査役宮下直樹氏は、宮下直樹税理士事務所の代表及び株式会社MAコ

ンサルティングの代表取締役であります。同事務所及び同社と当社との間には取引関係はありません。

- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

- ③ 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会における発言状況

| 氏 名           | 活動状況及び<br>社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                            |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 中 辻 峻   | 取締役会14回開催のうち全てに出席しております。<br>弁護士としての豊富な経験と見識に基づき、経営全般に関し客観的かつ中立的な立場から必要な発言を行っております。                                                                             |
| 監 査 役 藤 井 孝 司 | 取締役会14回開催のうち全てに出席、監査役会15回開催のうち全てに出席しております。取締役会及び監査役会における審議、報告に際して、金融機関における豊富な経営・見識に基づき取締役会及び監査役会の席上以外でも、適時、代表取締役等との意見交換の場において有益な意見具申をされております。                  |
| 監 査 役 桶 川 幸 一 | 取締役会14回開催のうち全てに出席、監査役会15回開催のうち全てに出席しております。取締役会及び監査役会における審議、報告に際して、ベンチャーキャピタルにおける豊富な経営・見識に基づき取締役会及び監査役会の席上以外でも、適時、代表取締役等との意見交換の場において有益な意見具申をされております。            |
| 監 査 役 宮 下 直 樹 | 取締役会14回開催のうち12回に出席、監査役会15回開催のうち13回に出席しております。取締役会及び監査役会における審議、報告に際して、税理士としての専門的な知識と幅広い経験と見識から発言を行っております。取締役会及び監査役会の席上以外でも、適時、代表取締役等との意見交換の場において有益な意見具申をされております。 |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

監査法人ハイビスカス

### (2) 報酬等の額

|                                       | 支 払 額   |
|---------------------------------------|---------|
| 当 事 業 年 度 に 係 る 会 計 監 査 人 の 報 酬 等 の 額 | 9,200千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約及び補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務並びに当社グループにおける業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

### (1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 倫理規程及びコンプライアンス規程を制定実施して、当社グループの取締役並びに従業員が法令及び定款を遵守することの徹底を図っております。
- ② 監査役は、取締役並びに従業員の業務執行が法令及び定款に違反する事実又は恐れがないかを監査しております。
- ③ 内部監査責任者は、当社グループの取締役並びに従業員の法令及び定款遵守状況を監査し代表取締役並びに取締役会に報告するとともに、監査役と連携を取り、当社グループの取締役並びに従業員の法令及び定款遵守について問題が発生することを未然に防止するべく努めております。
- ④ 当社は、法律事務所及び税務会計事務所と顧問契約を締結し、当社グループの経営全般に亘って適宜相談し、助言等を受けております。
- ⑤ 当社は、内部通報制度を設け、当社グループの従業員が、業務執行に関して法令及び定款等に違反する事実又は恐れがあると認識した場合には、直接に監査役に対してその旨を通報できる体制を整備しております。
- ⑥ 当社は、社内法令遵守責任者を設定して法令遵守の徹底を強化し、法令違反の発生を未然に防止する体制を整備しております。万が一、法令違反が発生した場合には、法令違反調査委員会及び法令違反再発防止委員会により、事実関係の調査及び再発防止対策を検討して取締役会に報告し、適切な情報開示及び再発防止対策を決定し実行する体制を整備しております。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存するとともに、取締役及び監査役が、常時これらの文書等を閲覧できる環境を整備しております。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理規程に基づき、定期的に当社グループのリスク把握、管理できる体制を整備するとともに、当社は、当社グループが小規模である機動性を強みとして活かし、定期的(原則毎週)に常勤取締役及び執行役員によるミーティングを実施しております。この定期ミーティングでは、主に日々の業務執行の進捗並びに当社グループ会社を含む問題点とその対策を協議しており、取締役及び執行役員全員の情報の共有を通じて、当社グル

ープに関するリスクを網羅的・総合的に管理し、潜在的なリスクの発見とその顕在化の未然防止、及び顕在化したリスクへの迅速な対処を最重要目的としております。新たに発見された、又は、新たに発生したリスクについては、速やかに担当執行役員を定め、当該リスクへの対処の状況について随時進捗を確認しております。

- ② 緊急事態が発生した場合に備え、当社グループの社内の連絡体制と電話番号に加えて、社外の関係先の緊急連絡先を含めた緊急時連絡網を整備して、緊急時の連絡を迅速に、かつ漏れなく実施する体制を整備しております。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

組織規程、職務権限規程、稟議決裁規程及び取締役会規程等に基づき、取締役の職務を執行するとともに、以下の方針により取締役の職務執行の効率化を図っております。なお、これらの規程は、必要があれば適時に見直すものとしております。

- ① 職務権限委譲と職務権限・決裁基準の策定
- ② 取締役会による中期経営計画、年度経営計画の策定と、予算管理規程に基づく年度、半期、四半期及び月次予算の予算設定と実績管理の実施
- ③ 取締役会による毎月度月次予算実績分析検討の実施
- ④ 定期ミーティングによる取締役及び執行役員間における情報共有化の徹底により、迅速かつ的確な問題点の有無の確認、並びに対策の検討と実施
- ⑤ 内部監査の実施を通じて、取締役の職務執行が法令及び定款等、各規程、並びに経営計画に準拠して効率的に行われているかについての確認

#### (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ② 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ③ 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ④ 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社は、当グループにおける業務の適正を確保するために、当社の取締役又は部長等が各子会社の取締役を兼任し、各子会社の事業内容や規模などに応じた体制を整備しております。当社グループ会社全体に影響を及ぼす重要事項については、当社の取締役会において協議のうえ決議しております。また、定期ミーティングにおいて、業務執行の進捗、情報共有化並びに各子会社を含む問題点とその対策を協議しているほか、管理部門が関係会社の経営状況を定期的に取締役会に報告しております。更に、各子会社に対しても内

部監査規程に基づき必要な監査を行うものとしております。更に、内部通報制度についても当社と同様としております。

#### **(6) 監査役の監査に関する体制**

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、代表取締役がその使用人を選定して監査役の職務を補助することとし、当該使用人はその任を解かれるまでの間において、取締役から独立し監査役の指示に従うこととする体制としております。
- ② 取締役は、業務の執行状況、会社の財産、経営等に著しい影響を及ぼす可能性がある事実を発見した時は、直ちに監査役に報告をすることとしております。また、使用人も同様に業務運営の問題、法令違反、会社の財産、経営等に著しい影響を及ぼす可能性がある事実を発見した時は、内部通報制度の利用等を通じて、直ちに監査役に報告をすることとしております。
- ③ 監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことのないよう、内部通報者を保護することを定めた、内部通報制度規程を制定しており、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底しております。
- ④ 監査役は取締役会に出席し、重要な意思決定の状況を把握するとともに必要に応じて意見を述べております。また、全体会議など重要な会議に出席して、重要な意思決定の過程及び職務執行状況を把握しております。また、監査役は、取締役及び使用人に対して職務執行を調査し、また会社財産を調査する権限を有しており、必要に応じて取締役及び使用人に報告を求めることができます。
- ⑤ 監査役は定期的に、また必要に応じて代表取締役と会合をもち意見交換を実施しております。
- ⑥ 監査役は、会計監査人及び内部監査責任者と緊密な連携を保ち、必要に応じて会計監査人監査並びに内部監査の状況について報告を求めています。
- ⑦ 監査役が、監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用等を負担しております。

#### **(7) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

- ① 当社グループは、上記に掲げた内部統制システムを整備するとともに、企業理念に基づいた「倫理規程」、「コンプライアンス規程」及び社内規程を定め、周知徹底を図っております。

具体的には当社グループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を、当社の内部監査責任者がモニタリングを行い、改善に努めております。また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

- ② リスク管理に関する取組みとしては、「リスク管理規程」を定め、経営に重大な影響を及ぼす危機を未然に防止することを目的に、常勤取締役及び各部門長で構成されたリスク管理会議を定期的に又は必要に応じて開催し、当社グループ各社に関する情報共有を図り、事業環境の変化、関係法令の改正等を踏まえたリスクを把握・評価し、必要に応じて対応を行っております。
- ③ 反社会的勢力による不当要求などには、いかなる場合も毅然とした態度で臨み、一切関係を持ちません。万が一の場合に備え、「反社会的勢力対策規程」等を定めるとともに、公益財団法人北海道暴力追放センターに加入しております。また、有事においては警察その他外部の専門機関と連携して、適切な対応をとります。
- ④ 子会社の経営管理については、当社の取締役又は部長等が各子会社の取締役を兼任し、子会社の経営管理体制を整備、統括するとともに、取締役会へ財務報告をしております。また、管理部長が子会社から事前に承認申請又は報告を受ける体制を整えております。加えて、子会社に対する定期的な監査を実施しており、グループ経営に対応した効率的なモニタリングを実施しております。
- ⑤ 監査役の監査については、定期的に、また必要に応じて代表取締役、会計監査人、並びに内部監査責任者と会合をもち意見交換を実施しております。また、常勤監査役は取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席し必要に応じて意見を述べ、取締役の職務執行について監査を行いました。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

---

(注) 本事業報告中の記載金額については表示単位未満は切捨て、比率については四捨五入により表示しております。

# 連結貸借対照表

(2025年6月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目         | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
|-------------|-----------|---------------|-----------|
| (資 産 の 部)   |           | (負 債 の 部)     |           |
| 流 動 資 産     | 1,142,117 | 流 動 負 債       | 448,662   |
| 現金及び預金      | 592,024   | 支払手形及び買掛金     | 160,420   |
| 売 掛 金       | 274,692   | 電 子 記 録 債 務   | 42,101    |
| 営 業 貸 付 金   | 223,890   | 短 期 借 入 金     | 100,000   |
| 制 作 支 出 金   | 24,227    | 未 払 法 人 税 等   | 39,805    |
| そ の 他       | 27,381    | リ ー ス 債 務     | 2,580     |
| 貸 倒 引 当 金   | △100      | そ の 他         | 103,753   |
| 固 定 資 産     | 151,030   | 固 定 負 債       | 52,648    |
| 有 形 固 定 資 産 | 46,209    | リ ー ス 債 務     | 8,066     |
| 建物及び構築物     | 16,942    | 繰 延 税 金 負 債   | 45        |
| 車 両 運 搬 具   | 0         | そ の 他         | 44,535    |
| 工具、器具及び備品   | 10,938    | 負 債 合 計       | 501,311   |
| 土 地         | 8,490     |               |           |
| リ ー ス 資 産   | 9,837     | (純 資 産 の 部)   |           |
| 無 形 固 定 資 産 | 2,079     | 株 主 資 本       | 774,911   |
| ソフトウェア      | 2,079     | 資 本 金         | 139,255   |
| 投資その他の資産    | 102,741   | 資 本 剰 余 金     | 48,041    |
| 投資有価証券      | 5,319     | 利 益 剰 余 金     | 587,615   |
| 長 期 貸 付 金   | 58,060    | その他の包括利益累計額   | △2        |
| 繰 延 税 金 資 産 | 10,285    | その他有価証券評価差額金  | △2        |
| そ の 他       | 31,325    | 非 支 配 株 主 持 分 | 16,927    |
| 貸 倒 引 当 金   | △2,249    | 純 資 産 合 計     | 791,836   |
| 資 産 合 計     | 1,293,147 | 負 債 純 資 産 合 計 | 1,293,147 |

(注) 表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

( 2024年7月1日から )  
( 2025年6月30日まで )

(単位：千円)

| 科 目                     | 金      | 額         |
|-------------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                   |        | 2,458,818 |
| 売 上 原 価                 |        | 1,782,740 |
| 売 上 総 利 益               |        | 676,077   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |        | 605,543   |
| 営 業 利 益                 |        | 70,533    |
| 営 業 外 収 益               |        |           |
| 受 取 利 息                 | 1,174  |           |
| 受 取 配 当 金               | 136    |           |
| 助 成 金 収 入               | 1,775  |           |
| 受 取 賃 貸 料               | 1,828  |           |
| そ の 他                   | 1,299  | 6,214     |
| 営 業 外 費 用               |        |           |
| 支 払 利 息                 | 1,203  |           |
| 上 場 関 連 費 用             | 2,500  |           |
| そ の 他                   | 1,232  | 4,936     |
| 経 常 利 益                 |        | 71,811    |
| 特 別 利 益                 |        |           |
| 受 取 補 償 金               | 49,143 | 49,143    |
| 特 別 損 失                 |        |           |
| 損 害 賠 償 金               | 11,994 | 11,994    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益   |        | 108,960   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 37,470 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 1,563  | 39,033    |
| 当 期 純 利 益               |        | 69,927    |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 益   |        | 2,015     |
| 当 期 純 利 益               |        | 67,912    |

(注) 表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

( 2024年7月1日から )  
( 2025年6月30日まで )

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |           |         |
|-------------------------|---------|-----------|-----------|---------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 株主資本合計  |
| 当 期 首 残 高               | 139,255 | 48,041    | 537,358   | 724,654 |
| 当 期 変 動 額               |         |           |           |         |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |           | △17,655   | △17,655 |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 |         |           | 67,912    | 67,912  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |           |           |         |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —       | —         | 50,257    | 50,257  |
| 当 期 末 残 高               | 139,255 | 48,041    | 587,615   | 774,911 |

|                         | その他の包括利益累計額      |                   | 非支配株主持分 | 純資産合計   |
|-------------------------|------------------|-------------------|---------|---------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | その他の包括利益<br>累計額合計 |         |         |
| 当 期 首 残 高               | △2               | △2                | 14,911  | 739,564 |
| 当 期 変 動 額               |                  |                   |         |         |
| 剰 余 金 の 配 当             |                  |                   |         | △17,655 |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 |                  |                   |         | 67,912  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | 0                | 0                 | 2,015   | 2,015   |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 0                | 0                 | 2,015   | 52,272  |
| 当 期 末 残 高               | △2               | △2                | 16,927  | 791,836 |

(注) 表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

## 連結注記表

### I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 5社
- ・連結子会社の名称

株式会社インベスト、株式会社MKガンマ、株式会社MKデルタ、  
山田プライド株式会社、株式会社インバイト

##### (2) 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

##### (2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

#### 3. 連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する注記

##### (1) 連結の範囲の変更

該当事項はありません。

##### (2) 持分法の適用の範囲の変更

該当事項はありません。

#### 4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### 5. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は  
移動平均法により算定）を採用しております。

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

###### ② 棚卸資産

- ・制作支出金

個別法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物（内装・造作工事） 5～15年

工具、器具及び備品 3～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) のれんの償却方法及び償却期間

該当事項はありません。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

広告・マーケティング事業

広告・マーケティング事業では顧客に対して広告に関連するサービスを提供しており、主に各種媒体における広告業務の取り扱いや広告制作物の制作を行っております。

各種媒体における広告業務の取り扱いや広告制作物の制作に関しては、主に媒体に広告出稿がされた時点や広告制作物を納品した時点でそのサービスに対する支配が顧客に移転し、当社の履行義務が充足されることから、その時点で収益を認識しております。

また、本人としての性質が強いと判断される取引については、顧客から受領する対価の総額を収益として認識しております。他方、顧客への財又はサービスの提供において当社がその財又はサービスを支配しておらず、代理人に該当すると判断した取引については、顧客から受領する対価から関連する原価を控除した純額、あるいは手数料の金額を収益として認識しております。

なお、取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

- (6) その他連結計算書類作成のための重要な事項  
該当事項はありません。

## II. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

## III. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 10,285千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

将来減算一時差異等に対して、予測される将来の課税所得及びタックス・プランニングを考慮し、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲内、すなわち、回収可能な範囲内で繰延税金資産を認識しております。

将来の課税所得の見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、過去実績に基づく受注予想と予想寄付額等です。しかしながら、これらの主要な仮定は見積りの不確実性が高く、回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

## IV. 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金 30,200千円

その他(投資その他の資産) 4,461千円

計 34,661千円

(2) 担保に係る債務

該当事項はありません。

(3) 上記は広告代理店契約の取引保証として差入れております。

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

30,429千円

### 3. 制作支出金

広告物の制作等は主に工程ごとにそれぞれの外注先を使用しており、制作工程の途中にあるもので、すでに役務提供等の終了した工程に係る外注先への支払額及び支払の確定した金額を集計したものであります。

### 4. 圧縮記帳額

有形固定資産について、取得価額から控除した圧縮記帳額は、建物及び構築物18,836千円であります。

## V. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 1,605,000株    | 一株           | 一株           | 1,605,000株   |

### 2. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額等

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2024年9月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 17,655         | 11.0            | 2024年6月30日 | 2024年9月27日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

次のとおり決議を予定しております。

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2025年9月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 19,260         | 12.0            | 2025年6月30日 | 2025年9月26日 |

### 3. 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## VI. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、運転資金は主に自己資金によっておりますが、一部を銀行借入により調達しております。

デリバティブに関連する取引は行っておらず、金利変動リスク、為替変動リスクは該当がありません。

資金運用については短期的な預金及び営業貸付金に限定して行っております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程に則してリスク低減を図っております。投資有価証券は市場価格の変動リスクにさらされております。当該リスクに関しては、定期的に時価や投資先の財務状況の把握を行っております。

営業貸付金の貸倒懸念リスクについては、営業貸付金の回収状況を把握し、適切な管理に努めております。当社グループの買取債権は債権回収が、買取時の想定（査定）と大きく異なるリスクを内包しております。そのため、当該リスクに関しては「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣から許可を受けているサービサーに債権回収及び債権管理業務を委託することによりリスクの低減を図っております。

支払手形及び買掛金並びに電子記録債務はすべて1年以内の支払期日です。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年6月30日（当連結会計年度末）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額5,000千円）はその他有価証券には含まれておりません。

|     |                                | 連結貸借対照表<br>計上額（千円） | 時価（千円） | 差額（千円） |
|-----|--------------------------------|--------------------|--------|--------|
| (1) | 投資有価証券<br>其他有価証券               | 319                | 319    | —      |
| (2) | 長期貸付金<br>（1年内回収予定の<br>長期貸付金含む） | 69,340             | 68,646 | △693   |

(注)「現金及び預金」、「売掛金」、「営業貸付金」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

#### (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債 (単位：千円)

| 区分                      | 時価   |      |      |     |
|-------------------------|------|------|------|-----|
|                         | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計  |
| 投資有価証券<br>その他有価証券<br>株式 | 319  | —    | —    | 319 |
| 資産計                     | 319  | —    | —    | 319 |

#### (2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債 (単位：千円)

| 区分    | 時価   |        |      |        |
|-------|------|--------|------|--------|
|       | レベル1 | レベル2   | レベル3 | 合計     |
| 長期貸付金 | —    | 68,646 | —    | 68,646 |
| 資産計   | —    | 68,646 | —    | 68,646 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

「投資有価証券」

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。

「長期貸付金」

長期貸付金の時価は与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## VII. 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|                   | 報告セグメント      |        | 合計        |
|-------------------|--------------|--------|-----------|
|                   | 広告・マーケティング事業 | 債権投資事業 |           |
| 売上高               |              |        |           |
| 新聞折込チラシ           | 129,972      | —      | 129,972   |
| マスメディア4媒体         | 555,536      | —      | 555,536   |
| 販促物               | 631,301      | —      | 631,301   |
| 観光コンサル            | 753,156      | —      | 753,156   |
| インターネット           | 250,448      | —      | 250,448   |
| 債権投資事業            | —            | 44,962 | 44,962    |
| その他               | 93,439       | —      | 93,439    |
| 計                 | 2,413,855    | 44,962 | 2,458,818 |
| 顧客との契約から生じる収益     | 2,413,855    | —      | 2,413,855 |
| その他の収益            | —            | 44,962 | 44,962    |
| 外部顧客への売上高         | 2,413,855    | 44,962 | 2,458,818 |
| セグメント間の内部売上高又は振替高 | —            | —      | —         |
| 計                 | 2,413,855    | 44,962 | 2,458,818 |

(注) 報告セグメント合計額と連結計算書類計上額との差額及び当該差額の主な内容

(単位：千円)

| 売上高        | 金額        |
|------------|-----------|
| 報告セグメント計   | 2,458,818 |
| セグメント間取引消去 | —         |
| 連結計算書類の売上高 | 2,458,818 |

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表 I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 5. (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：千円)

|                     | 当連結会計年度 |
|---------------------|---------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 283,856 |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 274,692 |
| 契約負債（期首残高）          | 1,618   |
| 契約負債（期末残高）          | 3,687   |

契約負債は、主に広告・マーケティング事業における顧客から受け取った前受金に関するものであり、連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含まれております。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,618千円であります。なお、当連結会計年度の契約負債について重要な変動はありません。

過去の期間に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

VIII. 1株当たり情報に関する注記

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 482.81円 |
| 1株当たり当期純利益 | 42.31円  |

IX. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸 借 対 照 表

(2025年6月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                  | 負 債 の 部                 |                  |
|------------------------|------------------|-------------------------|------------------|
| 科 目                    | 金 額              | 科 目                     | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>922,813</b>   | <b>流 動 負 債</b>          | <b>426,171</b>   |
| 現 金 及 び 預 金            | 501,772          | 電 子 記 録 債 務             | 42,101           |
| 売 掛 金                  | 252,249          | 買 掛 金                   | 150,871          |
| 制 作 支 出 金              | 24,178           | 短 期 借 入 金               | 100,000          |
| 前 渡 金                  | 1,307            | 未 払 金                   | 16,444           |
| 前 払 費 用                | 11,807           | 未 払 費 用                 | 38,433           |
| 関係会社短期貸付金              | 130,000          | 未 払 法 人 税 等             | 35,899           |
| そ の 他                  | 1,598            | 未 払 消 費 税 等             | 12,335           |
| 貸 倒 引 当 金              | △100             | 前 受 金                   | 3,687            |
|                        |                  | 預 り 金                   | 6,356            |
|                        |                  | 前 受 収 益                 | 16,928           |
|                        |                  | リ ー ス 債 務               | 2,580            |
|                        |                  | そ の 他                   | 530              |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>138,863</b>   | <b>固 定 負 債</b>          | <b>52,602</b>    |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>46,163</b>    | リ ー ス 債 務               | 8,066            |
| 建 物                    | 16,942           | そ の 他                   | 44,535           |
| 車 両 運 搬 具              | 0                |                         |                  |
| 工具、器具及び備品              | 10,893           | <b>負 債 合 計</b>          | <b>478,773</b>   |
| 土 地                    | 8,490            | <b>純 資 産 の 部</b>        |                  |
| リ ー ス 資 産              | 9,837            | <b>株 主 資 本</b>          | <b>582,905</b>   |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>2,079</b>     | 資 本 金                   | 139,255          |
| ソ フ ト ウ ェ ア            | 2,079            | 資 本 剰 余 金               | 49,255           |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>90,620</b>    | 資 本 準 備 金               | 49,255           |
| 投 資 有 価 証 券            | 5,319            | 利 益 剰 余 金               | 394,395          |
| 破 産 更 生 債 権 等          | 2,056            | 利 益 準 備 金               | 22,500           |
| 関 係 会 社 株 式            | 47,500           | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 371,895          |
| 繰 延 税 金 資 産            | 8,802            | 別 途 積 立 金               | 198,000          |
| そ の 他                  | 29,192           | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 173,895          |
| 貸 倒 引 当 金              | △2,249           | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | △2               |
|                        |                  | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | △2               |
|                        |                  | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>582,903</b>   |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>1,061,677</b> | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>    | <b>1,061,677</b> |

(注) 表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

( 2024年7月1日から )  
( 2025年6月30日まで )

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額    |           |
|-------------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                   |        | 2,337,979 |
| 売 上 原 価                 |        | 1,707,590 |
| 売 上 総 利 益               |        | 630,389   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |        | 586,218   |
| 営 業 利 益                 |        | 44,170    |
| 営 業 外 収 益               |        |           |
| 受 取 利 息                 | 2,182  |           |
| 受 取 配 当 金               | 136    |           |
| 助 成 金 収 入               | 1,770  |           |
| 受 取 賃 貸 料               | 1,828  |           |
| 業 務 受 託 料               | 2,820  |           |
| そ の 他                   | 1,299  | 10,035    |
| 営 業 外 費 用               |        |           |
| 支 払 利 息                 | 1,203  |           |
| 上 場 関 連 費 用             | 2,500  |           |
| そ の 他                   | 828    | 4,532     |
| 経 常 利 益                 |        | 49,674    |
| 特 別 利 益                 |        |           |
| 受 取 補 償 金               | 49,143 | 49,143    |
| 特 別 損 失                 |        |           |
| 損 害 賠 償 金               | 11,994 | 11,994    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |        | 86,823    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 31,288 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 2,563  | 33,852    |
| 当 期 純 利 益               |        | 52,971    |

(注) 表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

( 2024年7月1日から )  
( 2025年6月30日まで )

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |        |           |          |               |              |                |
|-------------------------|---------|--------|-----------|----------|---------------|--------------|----------------|
|                         | 資 本 金   | 資本剰余金  | 利 益 剰 余 金 |          |               |              | 株 主 資 本<br>合 計 |
|                         |         | 資本準備金  | 利益準備金     | その他利益剰余金 |               | 利益剰余金<br>合 計 |                |
|                         |         |        |           | 別途積立金    | 繰越利益<br>剰 余 金 |              |                |
| 当 期 首 残 高               | 139,255 | 49,255 | 22,500    | 198,000  | 138,579       | 359,079      | 547,589        |
| 当 期 変 動 額               |         |        |           |          |               |              |                |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |        |           |          | △17,655       | △17,655      | △17,655        |
| 当 期 純 利 益               |         |        |           |          | 52,971        | 52,971       | 52,971         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |        |           |          |               |              |                |
| 当 期 変 動 額 合 計           | -       | -      | -         | -        | 35,316        | 35,316       | 35,316         |
| 当 期 末 残 高               | 139,255 | 49,255 | 22,500    | 198,000  | 173,895       | 394,395      | 582,905        |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |                | 純資産合計   |
|-------------------------|------------------|----------------|---------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |         |
| 当 期 首 残 高               | △2               | △2             | 547,587 |
| 当 期 変 動 額               |                  |                |         |
| 剰 余 金 の 配 当             |                  |                | △17,655 |
| 当 期 純 利 益               |                  |                | 52,971  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | 0                | 0              | 0       |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 0                | 0              | 35,316  |
| 当 期 末 残 高               | △2               | △2             | 582,903 |

(注) 表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

## 個別注記表

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

##### (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

#### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

##### 制作支出金

個別法による原価法を採用しております。

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物（内装・造作工事） 5～15年

工具、器具及び備品 3～20年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

## 5. 重要な収益及び費用の計上基準

広告・マーケティング事業では顧客に対して広告に関連するサービスを提供しており、主に各種媒体における広告業務の取り扱いや広告制作物の制作を行っております。

各種媒体における広告業務の取り扱いや広告制作物の制作に関しては、主に媒体に広告出稿がされた時点や広告制作物を納品した時点でそのサービスに対する支配が顧客に移転し、当社の履行義務が充足されることから、その時点で収益を認識しております。

また、本人としての性質が強いと判断される取引については、顧客から受領する対価の総額を収益として認識しております。他方、顧客への財又はサービスの提供において当社がその財又はサービスを支配しておらず、代理人に該当すると判断した取引については、顧客から受領する対価から関連する原価を控除した純額、あるいは手数料の金額を収益として認識しております。

なお、取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

## II. 会計方針の変更に関する注記

会計方針の変更に関する注記については、連結計算書類の連結注記表「II. 会計方針の変更に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

## III. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産

8,802千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 III. 会計上の見積りに関する注記 繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一であります。

#### IV. 貸借対照表に関する注記

##### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

###### (1) 担保に供している資産

広告代理店契約の取引保証として次の資産を差入れております。

|        |          |
|--------|----------|
| 現金及び預金 | 30,200千円 |
|--------|----------|

|               |         |
|---------------|---------|
| その他(投資その他の資産) | 4,461千円 |
|---------------|---------|

|   |          |
|---|----------|
| 計 | 34,661千円 |
|---|----------|

###### (2) 担保に係る債務

該当事項はありません。

|                   |          |
|-------------------|----------|
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額 | 30,337千円 |
|-------------------|----------|

##### 3. 制作支出金

広告物の制作等は主に工程ごとにそれぞれの外注先を使用しており、制作工程の途中にあるもので、すでに役務提供等の終了した工程に係る外注先への支払額及び支払の確定した金額を集計したものであります。

##### 4. 圧縮記帳額

有形固定資産について、取得価額から控除した圧縮記帳額は、建物及び構築物18,836千円であります。

##### 5. 関係会社に対する金銭債権は次のとおりであります。

|      |           |
|------|-----------|
| 金銭債権 | 130,103千円 |
|------|-----------|

#### V. 損益計算書に関する注記

##### 関係会社との取引高

|       |         |
|-------|---------|
| 営業取引高 | 2,351千円 |
|-------|---------|

|        |         |
|--------|---------|
| 営業外取引高 | 4,951千円 |
|--------|---------|

## VI. 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|             |        |
|-------------|--------|
| 繰延税金資産      | (千円)   |
| 未払事業税       | 2,332  |
| 貸倒引当金       | 655    |
| 減価償却超過額     | 148    |
| 敷金償却        | 915    |
| 受取補償金       | 6,431  |
| その他         | 503    |
| 繰延税金資産小計    | 10,987 |
| 評価性引当額      | 2,184  |
| 繰延税金資産合計    | 8,802  |
| 繰延税金負債との相殺額 | —      |
| 繰延税金資産の純額   | 8,802  |

### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

|                      |       |
|----------------------|-------|
| 法定実効税率               | 30.4% |
| (調整)                 |       |
| 交際費等永久に損金算入されない項目    | 1.3%  |
| 住民税均等割               | 1.3%  |
| 留保金課税                | 3.9%  |
| 評価性引当額の増減            | 1.9%  |
| 税率変更による期末繰延税金資産の増額修正 | △0.1% |
| その他                  | 0.3%  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率    | 39.0% |

### 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.4%から31.3%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

# Ⅶ. 関連当事者との取引に関する注記 子会社等

| 種類  | 会社等の<br>名称                      | 所在地             | 資本金<br>又は<br>出資金<br>(千円) | 事業の<br>内容                    | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合 | 関連当事者<br>との関係                                | 取引の<br>内容                                                                  | 取引<br>金額<br>(千円)                | 科目                                  | 期末<br>残高<br>(千円)          |
|-----|---------------------------------|-----------------|--------------------------|------------------------------|----------------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------|---------------------------|
| 子会社 | 株式会<br>社 イン<br>ベスト              | 札幌市<br>北区       | 20,500                   | 債 権 投<br>資                   | 直接<br>100%                 | 事業資金の<br>貸付                                  | 事業資金の<br>貸付<br>(注2)<br><br>利息の受取<br>(注2)<br><br>経営管理業<br>務の受託<br><br>役員の兼任 | 130,000<br><br>2,131<br><br>180 | 関係会<br>社短期<br>貸付金<br><br>—<br><br>— | 130,000<br><br>—<br><br>— |
|     | 株式会<br>社 M K<br>ガンマ<br>(注1)     | 札幌市<br>北区       | 400                      | 債 権 投<br>資                   | 間接<br>100%                 | 経営管理業<br>務の受託<br><br>役員の兼任                   | 業務受託料<br>(注3)<br><br>業務受託料<br>(注3)                                         | 120                             | —                                   | —                         |
|     | 株式会<br>社 M K<br>デルタ<br>(注1)     | 札幌市<br>北区       | 400                      | 債 権 投<br>資                   | 間接<br>100%                 | 経営管理業<br>務の受託<br><br>役員の兼任                   | 業務受託料<br>(注3)<br><br>業務受託料<br>(注3)                                         | 120                             | —                                   | —                         |
|     | 山 田<br>ブ ラ<br>イ ド<br>株 式<br>会 社 | 岩手県<br>下閉伊<br>郡 | 5,000                    | 広 告 ・<br>マ ー ケ<br>テ ィ ン<br>グ | 直接<br>60%                  | 経営管理業<br>務の受託<br><br>営業上の取<br>引<br><br>役員の兼任 | 業務受託料<br>(注3)<br><br>媒体、制作<br>売上<br>(注3)                                   | 1,200<br><br>2,344              | —<br><br>売掛金                        | —<br><br>102              |
|     | 株式会<br>社 イン<br>バイト              | 札幌市<br>北区       | 5,000                    | 広 告 ・<br>マ ー ケ<br>テ ィ ン<br>グ | 直接<br>80%                  | 経営管理業<br>務の受託<br><br>役員の兼任                   | 業務受託料<br>(注3)<br><br>業務受託料<br>(注3)                                         | 7                               | —                                   | —                         |

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 株式会社インベストが議決権の100%を直接保有しております。
- (注) 2. 貸付期間1年間、期日一括返済とし、同社が他の第三者から事業資金を調達する場合の標準的条件に準じて貸付条件を決定しております。
- (注) 3. 価格その他の取引条件は、市場実勢価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

## Ⅷ. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「個別注記表 I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## Ⅸ. 1株当たり情報に関する注記

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 363.18円 |
| 1株当たり当期純利益 | 33.00円  |

## Ⅹ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年 8 月29日

株式会社インサイト

取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

北海道札幌市

指 定 社 員  
業務執行社員

公認会計士

堀

俊

介

指 定 社 員  
業務執行社員

公認会計士

堀

口

佳

孝

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社インサイトの2024年7月1日から2025年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インサイト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年 8 月 29 日

株式会社インサイト

取締役会 御中

監査法人ハイビスカス  
北海道札幌市

|                   |       |   |       |
|-------------------|-------|---|-------|
| 指 定 社 員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 堀 | 俊 介   |
| 指 定 社 員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 堀 | 口 佳 孝 |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社インサイトの2024年7月1日から2025年6月30日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年7月1日から2025年6月30日までの第51期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年9月1日

株式会社インサイト 監査役会

常勤社外監査役 藤 井 孝 司 ㊞

社外監査役 桶 川 幸 一 ㊞

社外監査役 宮 下 直 樹 ㊞

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題として認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社は、2025年6月期において、1975年6月の会社設立から50周年を迎え、また1月に札幌証券取引所のアンビシャスから本則市場に市場区分が変更いたしました。当社にとって記念すべき期にあたることから、第51期の期末配当金を、次のとおり1株あたり8.4円の普通配当に特別配当3.6円を加え、1株あたり12円としたいと存じます。

#### 1. 配当財産の種類

金銭といたします。

#### 2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金12.0円（普通配当8.4円、特別配当3.6円）

としたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は19,260,000円となります。

#### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年9月26日としたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社は、経営の機動性向上を図るため、代表取締役を2名としておりますが、代表取締役を複数名置くことができることを明示的に規定するとともに、会長1名を置くことについて柔軟に対応できるように変更するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                            | 変更案                                                                                                                                                                                                                            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第4章 取締役、取締役会および<br>代表取締役<br><br>(代表取締役および役付取締役)<br>第24条 取締役会は、その決議に<br>よって代表取締役を選定す<br>る。<br><br>2 取締役会は、その決議に<br>よって、 <u>取締役会長1名お<br/>よび取締役社長1名</u> を選定<br>し、必要に応じて、取締役<br>副社長、専務取締役、 <u>およ<br/>び</u> 常務取締役各若干名を定<br>めることができる。 | 第4章 取締役、取締役会および<br>代表取締役<br><br>(代表取締役および役付取締役)<br>第24条 取締役会は、その決議に<br>よって代表取締役 <u>1名以上</u><br>を選定する。<br><br>2 取締役会は、その決議に<br>よって、取締役社長1名を<br>選定し、必要に応じて、 <u>取<br/>締役会長1名</u> および取締役<br>副社長、専務取締役、常務<br>取締役各若干名を定めるこ<br>とができる。 |

### 第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名（うち社外取締役1名）の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                        | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する<br>当社の株式数 |
|------------|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1          | あさ い はじめ<br>浅井 一<br>(1958年12月18日)    | 1980年1月 当社入社<br>1980年8月 取締役就任<br>1989年8月 常務取締役就任<br>1990年11月 代表取締役就任<br>2023年9月 代表取締役CEO<br>2024年9月 代表取締役会長CEO<br>(現任)                                                                                                                                                                       | 603,000株       |
| 2          | あさ い りょうすけ<br>浅井 亮介<br>(1987年11月20日) | 2011年4月 株式会社アサツーデ<br>ィ・ケイ入社<br>2015年10月 株式会社博報堂入社<br>2021年7月 当社入社<br>2022年7月 執行役員 デジタル<br>ビジネス部長<br>2022年9月 取締役就任<br>取締役執行役員<br>デジタルビジネス統<br>轄部長<br>2023年9月 代表取締役就任<br>代表取締役 執行役<br>員COO ビジネスプロ<br>デュース部長 兼 デ<br>ジタルビジネス部長<br>2024年9月 代表取締役社長<br>ビジネスプロデュ<br>ース担当<br>2025年7月 代表取締役社長<br>(現任) | 90,000株        |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する<br>当社の株式数 |
|------------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3          | やま だ てつ お<br>山田 哲夫<br>(1963年 1 月18日)  | 1986年 4 月 三井物産株式会社<br>入社<br>2011年 7 月 日本マイクロバイオ<br>ファーマ株式会社<br>取締役業務部長<br>2014年 1 月 三井物産株式会社<br>コンシューマー・<br>ヘルスケア業務部<br>連結経営支援室長<br>2018年 6 月 株式会社メフォス<br>取締役専務執行役員<br>2021年 9 月 株式会社アイ・ピ<br>ー・エス<br>管理部長<br>2022年 2 月 同社 管理本部長<br>2023年 6 月 当社入社<br>管理部次長<br>2023年 8 月 執行役員 管理部<br>経理部長<br>2023年 9 月 取締役就任<br>取締役執行役員CFO<br>管理部長<br>2024年 9 月 取締役執行役員CFO<br>(現任) | 一株             |
| 4          | みず の あき ひと<br>水野 晶仁<br>(1977年 1 月20日) | 2001年 4 月 ホーマック株式会<br>社入社<br>2003年11月 株式会社マス研入<br>社<br>2005年 7 月 WEBOS S株式<br>会社入社<br>2008年 1 月 G e a r 8 D E<br>S I G N開業<br>2009年10月 株式会社G e a r<br>8 設立 代表取締<br>役就任 (現任)<br>2011年 9 月 当社執行役員デジ<br>タルコミュニケー<br>ション担当<br>2017年 9 月 当社取締役就任<br>(2019年 9 月退任)<br>2023年 9 月 当社取締役就任<br>(現任)                                                                         | 6,000株         |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                     | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                          | 所有する<br>当社の株式数 |
|------------|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 5          | なかつじ しゅん<br>中辻 峻<br>(1982年12月10日) | 2008年12月 弁護士登録<br>2008年12月 廣岡・祖母井法律<br>事務所入所<br>2016年 1 月 祖母井・中辻法律<br>事務所開設 代表<br>(現任)<br>2019年 9 月 当社社外取締役就<br>任 (現任) | 一株             |

- (注) 1. 候補者水野晶仁氏は、株式会社G e a r 8の代表取締役であり、当社は同社との間に業務委託等の取引関係があります。その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中辻峻氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は中辻峻氏を証券会員制法人札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
4. 中辻峻氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって6年であります。
5. 中辻峻氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要  
中辻峻氏は、祖母井・中辻法律事務所にて代表弁護士として経営並びに弁護士業務に従事されております。同氏は過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識をコーポレートガバナンスの強化に活かしていただけることを期待しております。これらの知見と経験に基づき、客観的かつ中立的な立場から当社グループのコンプライアンス対応や経営全般に関して監督いただきたいため、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものです。
6. 当社は中辻峻氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、同氏と当該契約を継続する予定であります。
7. 当社の取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しておりません。
8. 当社の取締役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約は締結しておりません。また、締結する予定もありません。

以上

## 《議決権行使についてのご案内》

当日ご出席願えない場合は、次のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

### 【議決権行使書の郵送による方法】

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年9月24日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

### 【インターネットによる議決権行使のご案内】

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.e-sokai.jp>）をご利用いただくことによつてのみ可能です。

なお、この議決権行使ウェブサイトは携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」

を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。

操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）



2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。
3. インターネットによる議決権行使は、2025年9月24日（水曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使していただきますようお願い申し上げます。
4. 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによつて、複数回、又は、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主様のご負担となります。

### 【インターネットによる議決権行使のご案内】

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- (1) インターネットにアクセスできること。
- (2) 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVG A）以上であること。
- (3) 以下のWebブラウザがインストールされていること。

（以下の組み合わせで動作確認をしています。）

| OS                   | Webブラウザ        |
|----------------------|----------------|
| Microsoft Windows 10 | Microsoft Edge |
| Microsoft Windows 10 | Google Chrome  |

- (4) 議決権行使ウェブサイトにおいて株主総会参考書類をご覧になる場合にはAdobe® Acrobat® Reader® Ver. 4.0以降又はAdobe® Reader® Ver. 6.0以降を使用できること。
- (5) 携帯電話を用いて議決権を行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。

（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用いただけません。また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。）

### 【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

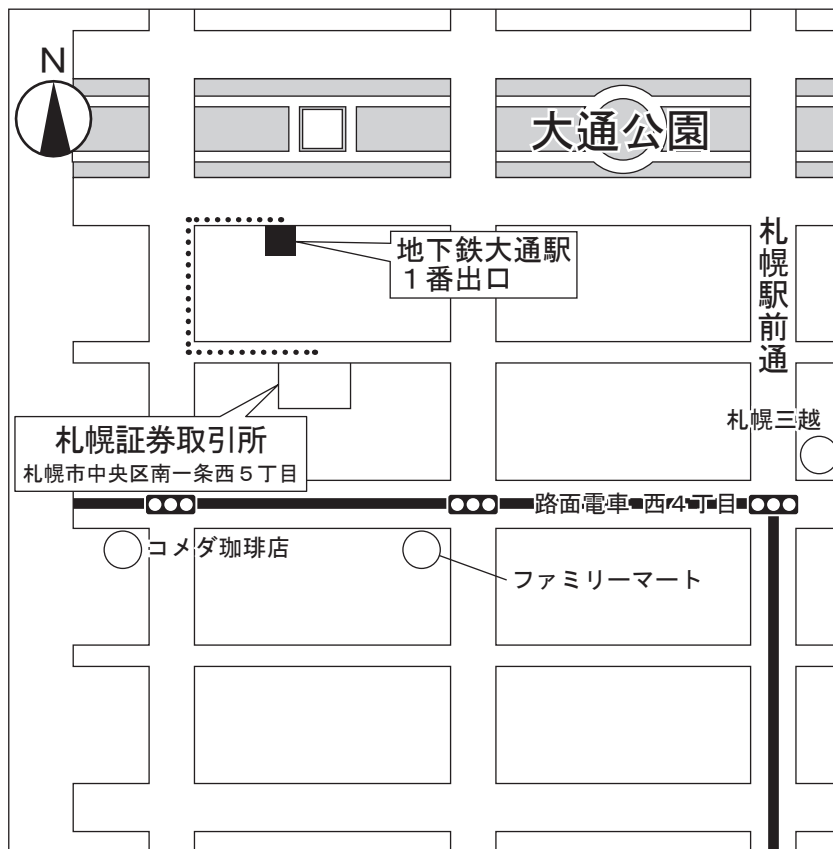
インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、下記にお問い合わせくださいようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社

ウェブサポート専用ダイヤル 0120-707-743（フリーダイヤル）

9：00～21：00 受付（土曜・日曜・祝日も含む）

## 定時株主総会会場ご案内図



### 会場のご案内

■地下鉄「大通」駅から… 1 番出口より徒歩約 2 分

札幌証券取引所 2 階大会議室